

役員等選出規定

- 一 会則第八条・第九条による会長・理事の選出は次のように行なう。
 - ①理事は九名が全会員による選挙で選ばれる。
 - ②会長は九名の理事の互選による。
 - ③会長は六名の理事を委嘱する。
 - ④会長は理事役務を補佐する幹事を若干名委嘱する。
 - ⑤理事の選挙は選挙管理委員がこれを行ない、その結果を会長に報告する。選挙管理委員は会長の委嘱によって選ばれる。
 - ⑥会長及び理事の選出結果は総会で報告する。

- 二 役員に欠員を生じた場合は次のように処理する。
 - ①会長は改選する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - ②理事は選挙によるものは次点者を繰り上げ当選とする。繰り上げ当選者が同得票数で複数いる場合は年長者から順次繰り上げるとする。尚、繰り上げ当選者の辞退に関する取扱いは会則第九条に準じる。会長委嘱によるものは新たに会長が委嘱する。何れの場合も、その任期は前任者の残任期間とする。
 - ③学会報編集委員は新たに会長が委嘱する。
 - ④監査委員は理事会が新たに推薦し、総会の追認を得る。

- 三 役員名は「九州中国学会報」に掲載する。

(付則)

- 一 本規定は前規定を改正したもので、二〇一八年五月一三日より施行する。